

## 今月の特集



1. 改正労働者派遣法が成立
2. 女性活躍推進法が成立
3. 最低賃金が全国各地で正式決定
4. 法人番号の通知・公表スケジュールについて

### 1. 改正労働者派遣法が成立

平成26年3月に最初に提出され、これまで2回廃案になっていた改正労働者派遣法が、9月11日の衆議院本会議で裁決が行われ、賛成多数で可決され、成立しました。9月30日に施行されます。

本紙でもNo.38号で取り上げておりますが、あらためて主な改正点について記します。

#### (1) 派遣事業の健全化

これまで一般労働者派遣事業（許可制）と特定労働者派遣事業（届出制）に区別されていましたが、すべての労働者派遣事業が許可制になります。

#### (2) 派遣期間規制の見直し

現行制度では、専門業務等のいわゆる「26」業務には期間制限はなく、その他の業務は原則上限1年、最長でも3年とされておりました。今回、26業務か否かに関わりなく下記ルールが適用されることになりました。

#### ① 個人単位の期間制限

派遣先の同一の組織単位における上限3年。派遣元は上限に達する派遣労働者に雇用安定措置（派遣先への直接雇用の依頼等）を講ずる。

#### ② 派遣先単位の期間制限

同一の事業所における継続した派遣労働者の受け入れの上限3年。3年を超えて受け入れるに

ためには過半数労働組合等からの意見聴取が必要。つまり、現行では26業務以外は、1つの業務で企業が派遣労働者を受け入れられるのは最長でも3年とされておりましたが、今回の改正でその制限が撤廃され、過半数労働組合等からの意見聴取の上、人を入れ替えれば、何年でも派遣社員に業務を任せられるように改正されました。

#### (3) 派遣労働者の均衡待遇の強化

現行の、派遣先の労働者との均衡を考慮する等の派遣元に対する配慮義務、同種の業務に従事する派遣先の労働者に関する情報提供等の派遣先に対する努力義務に加えて、派遣元に対し派遣労働者の均衡待遇の確保の際に考慮した内容の説明義務、派遣先に対し同種の業務に従事する派遣先の労働者の賃金の情報提供、教育訓練、福利厚生施設の利用に関する配慮義務が課せられました。

(4) 派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ  
派遣労働者の正社員化を含むキャリアアップ、雇用継続を推進するため、下記の措置を講ずるとされました。

- ① 派遣労働者に対する計画的な教育や、希望者へのキャリア・コンサルティングを派遣元に義務付け。
- ② 派遣期間終了時の派遣労働者の雇用安定措置（雇用を継続するための措置）を派遣元に義務付け。  
雇用安定措置とは、
  - ・派遣先への直接雇用の依頼
  - ・新たな派遣先の提供
  - ・派遣元での無期雇用
  - ・その他安定した雇用の継続を図るために必要な措置を言います。

今回の改正労働者派遣法は施行3年後の見直し検討に加え、正社員と派遣労働者の数の動向を踏まえ、能力の有効発揮と雇用安定に資する雇用慣行が損なわれるおそれがある場合は速やかに検討を行い、均等・均衡待遇の確保の在り方を検討するため調査研究その他の必要な措置を講ずるとされました。

### 2. 女性活躍推進法が成立

8月25日に女性活躍推進法が成立し、9月4日の官報に公布されました。この法律は職場における女性の活躍を後押しするもので、公布日である9月4日に施行され（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）平成38年3月31日までの10年間の時限立法です。

この法律に基づき国・地方公共団体、従業員数301人以上の大企業は下記の取り組みが義務付けられます。

- ① 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- ② 状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表
- ③ 女性の活躍に関する情報公表

※従業員300人以下の中小企業は上記①～③につきましても努力義務です。

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受け、認定を受けた企業は厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。



### 3. 最低賃金が全国各地で正式決定

本紙No.40号で取り上げておりますが、7月30日に開催された中央最低賃金審議会で地域別最低賃金の目安について答申がまとめられました。その後、全国の労働局で次々と正式に最低賃金

額と発効日が決定されております。

9月9日現在で、39都道府県で正式決定しております。

現状決定している主な地域の最低賃金額は下記になります

- ・北海道 748円⇒764円（10月8日発効）
- ・宮城 710円⇒726円（10月3日発効）
- ・東京 888円⇒907円（10月1日発効）
- ・愛知 800円⇒820円（10月1日発効）
- ・大阪 838円⇒858円（10月1日発効）
- ・福岡 727円⇒743円（10月4日発効）

詳細は厚生労働省のホームページでご確認下さい

### 4. 法人番号の通知・公表スケジュールについて（マイナンバー）

平成27年10月から、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）における個人番号及び法人番号が通知されます。

今般、法人番号が記載されている法人番号指定通知書の発送予定日及び基本3情報（商号又は名称、本店又は主たる事業所の所在地、法人番号）の公表予定日の具体的なスケジュールを公開いたしました。

なお、法人番号指定通知書は、設立登記法人については、登記上の所在地に送付されます。

詳細は国税庁のホームページでご確認下さい

【発行元】SATO 社会保険労務士法人  
東京オフィス

〒170-0005  
東京都豊島区南大塚 3-32-1  
大塚S&Sビル5階  
TEL：03-6831-3310  
FAX：03-6831-3351

本紙掲載記事等の無断転載はご遠慮ください。